

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の概要

平成25年6月19日 公布

精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、精神障がい者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を行う。

1 精神障がい者の医療の提供を確保するための指針の策定

厚生労働大臣は、精神障がい者の障がいの特性その他の心身の状態に応じた良質かつ適切な精神障がい者に対する医療の提供を確保するための指針を定めなければならない。

2 保護者制度の廃止

精神障がい者に治療を受けさせ、及び財産上の利益を保護する等の義務を保護者に課している仕組みを廃止する。

3 医療保護入院の見直し

(1) 医療保護入院の入院手続の見直し

① 精神科病院の管理者は、精神保健指定医の診察の結果、医療及び保護のため入院の必要があると認められる場合に、家族等（精神障がい者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人）のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができるものとする。

② 精神科病院の管理者は、精神保健指定医の診察の結果、医療及び保護のため入院の必要があると認められ、かつ、精神障がい者の家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を

にゆういん
入院させることができるものとする。

(2) せいしんかびょういん かんりしゃ たい いりょう ほ ごにゆういんしゃ たいいん ちいき
精神科病院の管理者に対し、医療保護入院者の退院による地域
せいかつこう そくしん そち ぎ むづ
生活移行を促進するための措置を義務付け

① せいしん ほけん ふくししどう たいいん ごせいかつかんきょうそうだんいん せんニン
精神保健福祉士等のうちから、退院後生活環境相談員を選任し、
いりょう ほ ごにゆういんしゃおよ かぞくとう そうだん おうじさせ および
医療保護入院者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれ
もの しどう
らの者を指導させなければならない。

② いりょう ほ ごにゆういんしゃまた かぞくとう もと ばあい
医療保護入院者又はその家族等から求めがあった場合などに、
ちいきえんじょじぎょうしゃ そうだんし えんじぎょうしゃとう しょうかい つと
地域援助事業者（相談支援事業者等）を紹介するよう努めな
ればならない。

③ ひつよう おう ちいきえんじょじぎょうしゃ れんけい はか いりょう ほ ご
必要に応じて地域援助事業者と連携を図りながら、医療保護
にゆういんしゃ たいいん ちいき せいかつ いこう そくしん
入院者の退院による地域における生活への移行を促進するた
ひつよう たいせい せいびとう そち こう
めに必要な体制の整備等の措置を講じなければならない。

4 せいしんいりょうしんさかい かん みなお 精神医療審査会に関する見直し

せいしんいりょうしんさかい いいん こうせい た がくしきけいけん
精神医療審査会の委員の構成について、その他の学識経験を
ゆう もの か せいしんしょう しゃ ほけんまた ふくし かん がくしきけいけん
有する者に替えて、精神障がい者の保健又は福祉に関し学識経験を
ゆう もの きてい
有する者を規定。

5 たいいんとう せいきゆう 退院等の請求

せいしんかびょういん にゆういんちゆう もの かぞくとう かぞくとう ばあいまた
精神科病院に入院中の者の家族等（その家族等がない場合又は
かぞくとう ぜんいん いし ひょうじ ばあい
その家族等の全員がその意思を表示することができない場合に
あつては、その者の居住地を管轄する市町村長）が、都道府県知事
もの きょじゆうち かんかつ しちょうそんちよう とどうふけんちじ
（指定都市市長）に対しその者の退院等の請求をすることができる。

6 しこうきじつ 施行期日

へいせい ねん がつ にち じょうき へいせい ねん がつ にち
平成26年4月1日（上記4については平成28年4月1日）
しこうご ねん めど いりょう ほ ごにゆういん いそうおよ にゆういん
施行後3年を目途として、医療保護入院における移送及び入院
てつづき あ かた たいいん そくしん そち あ かた けんとう
手続の在り方、退院を促進するための措置の在り方について検討。